

意見の概要及び国土交通省の考え方

意見の概要	国土交通省の考え方
一級建築士の受験料は高いのではないか。	一級建築士の受験手数料は、平成21年より実施する一級建築士試験内容の見直し、実務経験審査の充実、近年の受験者数の推移等を反映し、改定しているものです。
一級建築士の登録手数料について、新たに納めなければならない理由を説明すべき。	改正建築士法により、行政事務の効率化等の観点から、建築士の登録・登録簿の閲覧等の事務を、国土交通大臣が指定する登録機関(中央登録機関)が実施できることとなりましたが、登録手数料は、中央指定登録機関が一級建築士免許の登録事務を行う場合の手数料を実費を勘案して定めているものです。
建築士法第24条の3第2項の政令で定める規模は、設備設計一級建築士の関与が義務付けられる規模と同様に、階数が3で、かつ、床面積の合計が5,000平方メートルとすべきである。	設備設計一級建築士の関与の義務付けは、設備設計の難易度が高い建築物を対象とする観点から、階数が3以上で床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物を対象としています。一方、設計等の一括再委託の制限は、多数の者が利用し、特に安全性を確保すべき建築物を対象とする観点から、階数が3以上で、かつ床面積の合計が1,000平方メートルを超える規模の共同住宅を対象としているものです。